

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中72の項を73の項とし、62の項から71の項までを1項ずつ繰り下げ、61の項の次に次のように加える。

62	市長	熊本市メディカルコントロール協議会	病院前救護における救急業務の質の維持及び向上のため、救急体制の整備、救急活動の指針及び検証等について必要な事項を協議する。
----	----	-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として熊本市メディカルコントロール協議会を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。